



共有すべき事例

疑義照会・処方医への情報提供

兄弟が同時に受診した際の処方間違い



事例

【事例の詳細】

当薬局を初めて利用する小児の兄弟2名の処方箋を応需した。6歳の兄の処方箋はアモキシシリン細粒10%「TCK」1日3.6g1日3回毎食後、2歳の弟の処方箋はアモキシシリン細粒10%「TCK」1日6g1日3回毎食後であった。薬剤師が、家族から体重を聴取したところ、兄の体重は21kg、弟の体重は12kgであった。薬剤師は、それぞれの患者の処方量が誤っていると考え、処方医に疑義照会を行った。その結果、処方医が用量を逆に入力したことがわかり、兄の用量は1日6g、弟の用量は1日3.6gに変更になった。

【推定される要因】

医師が処方を入力する際に兄と弟の名前を見間違えたと考えられる。

【薬局での取り組み】

兄弟姉妹の処方箋を同時に応需した際は、それぞれの年齢、体重を確認し、体重当たりの用量の妥当性を検討する。次回来局時に参考になるように、薬剤服用歴に体重を記載することを徹底する。



その他の情報

アモキシシリン細粒10%/20%「TCK」の添付文書 2024年1月改訂（第1版）（一部抜粋）

6.用法及び用量

<ヘリコバクター・ピロリ感染を除く感染症>

小児：アモキシシリン水和物として、通常1日20～40mg（力価）/kgを3～4回に分割経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、1日量として最大90mg（力価）/kgを超えないこと。



事例のポイント

- 本事例は小児の兄弟2名が一緒に同一医療機関を受診し、医師が兄弟に薬剤を処方する際に用量を誤って入力した事例である。小児の処方箋を応需した際は、患者の年齢、体重、症状などを確認し、処方された薬剤の用量について妥当性を検討する必要がある。
- 兄弟姉妹は名字が同じで名前が類似している場合があることに加え、同じ医療機関を一緒に受診することがあるなどの要因から、処方時の間違いが起きる可能性がある。
- 本事業には、兄弟姉妹の処方箋を同時に応需した際、レセプトコンピュータへの入力やお薬手帳へのシール貼付を兄弟姉妹間で間違えた事例も報告されている。調剤時にも兄弟姉妹間で間違いが発生する可能性があり、注意する必要がある。

